

妻の就労形態別生涯生計費研究（第4報）

－新しい生計費概念に基づく生涯収入の算定－

静岡大院○田崎裕美 東京家政学院大 村尾勇之

【目的】家族の生命再生産がどれだけの社会的労働と家庭内労働に依拠しているかを考えた場合、従来の貨幣収入のみに基づく生計費概念では生涯生計費の実態を把握するのに限界がある。そこで、本研究では貨幣収入に家庭内労働の経済的評価を加えた新しい生計費概念の規定を行い、妻の就労を社会的労働、家庭内労働の両面から捉えることで、真の経済効果が評価できると考える。そして、この試算結果を基に21世紀の男女共同参画型社会における妻と夫の労働分配の在り方について論ずることを目的とする。

【方法】近年の国内外の試算方法の調査を基に家庭内労働の経済的評価方法について検討した結果、W. s p

（多様な仕事を行う家政婦・家政夫賃金に換算）が妥当であると考え、この方法を用いて生涯における家庭内労働の経済的評価を行う。具体的には、各モデル世帯ごとに夫と妻の生涯における家庭内労働時間を総務庁統計局「社会生活基本調査」をデータとして算定し、この時間に家政婦の時間給を乗ずることで、家庭内労働の経済的評価を算出する。そして、この金額に社会的労働による貨幣収入を加算することで、新しい生計費概念に基づく生涯収入の算定を行う。

【結果】妻の生涯における家庭内労働の経済的評価は専業主婦で1億1,674万円、常勤の妻で7328万円、専業主婦の夫で704万円、常勤の夫で819万円となった。また、新しい生計費概念に基づく生涯収入の算定結果より、夫と妻の労働の貢献度を明らかにした結果、常勤の妻は家庭内労働と社会的労働の2重労働に従事しても大卒で5割、高卒で4.5割の貢献度となり、性別賃金格差の実態を反映する結果となった。今後は、これらの試算結果を基に21世紀の男女共同参画型社会に向けて、男女の社会的労働、家庭内労働の分配のあり方について再考すべきであろう。